

平成 19 年度大気及び水質の測定結果

第 1 大気測定結果

1 目的 大気汚染防止法の規定に基づき、本県域の大気汚染の状況を監視する。

2 実施主体 宮崎県及び宮崎市

3 監視体制

(1) 大気汚染常時監視・移動監視

一般環境大気測定局 14 局、自動車排出ガス測定局 5 局で大気汚染の常時監視を行うとともに、大気環境測定車「さわやか号」による移動監視を行いました。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質について、毎月 1 回のモニタリングを実施しました。

4 測定内容

(1) 大気汚染常時監視・移動監視

ア 測定項目

二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素（環境基準が設定されている項目）

イ 測定地点

常時	一般環境 大気測定局	宮崎市(3局)、都城市(1局)、延岡市(4局)、 日南市(2局)、日向市(3局)、高鍋町(1局)	14局	計19局
監視	自動車排出 ガス測定局	宮崎市(3局)、都城市(1局)、延岡市(1局)	5局	
移動 監視	延岡市(1回)、小林市(1回)、串間市(1回)、西都市(1回)、 えびの市(1回)、門川町(1回)		6地点(6回)	

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

ア 測定項目

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 項目とその他の 15 項目の計 19 項目

イ 測定地点

宮崎市立図書館、都城自動車排出ガス測定局、延岡保健所測定局及び高鍋町健康づくりセンター測定局

5 測定結果

大気汚染常時監視・移動監視については、環境基準が定められている 5 項目のうち、光化学オキシダントについては、測定を行った全ての常時監視測定局（11 局で測定）及び移動監視地点 6 地点のうち 5 地点で環境基準を達成していませんでした。また、浮遊粒子状物質については、常時監視測定局 15 局のうち 9 局で環境基準を達成していませんでした。

また、有害大気汚染物質モニタリング調査については、環境基準が定められている 4 項目について全測定地点で環境基準を達成していました。

なお、環境基準の達成状況は次のとおりです。

(1) 大気汚染常時監視・移動監視 (括弧内の数字は宮崎市分の内数)

平成19年度環境基準達成状況

		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	
常時監視	測定局数	17(4)	19(6)	11(2)	15(6)	5(3)	
	環境基準達成局数	短期的評価	17(4)		0(0)	6(3)	5(3)
		長期的評価	17(4)	19(6)		14(6)	5(3)
移動監視	測定地点数	6	6	6	6	6	
	環境基準達成地点数	短期的評価	6		1	6	6
		長期的評価					

注)「短期的評価」は、測定を行った日又は時間によって測定結果を評価する方法で、注意報発令の判断材料等に用いられる。
 「長期的評価」は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するために、年間にわたる測定結果を評価する方法をいう。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査 (括弧内の数字は宮崎市分の内数)

平成19年度環境基準達成状況

測定項目	測定地点		環境基準達成地点数
	地点数	地点名	
ベンゼン	4(1)	宮崎市立図書館、都城自動車排出ガス測定局、延岡保健所測定局、高鍋町健康づくりセンター測定局	4(1)
トリクロロエチレン	3(1)	宮崎市立図書館、延岡保健所測定局、高鍋町健康づくりセンター測定局	3(1)
テトラクロロエチレン	3(1)		3(1)
ジクロロメタン	3(1)		3(1)